

特殊車両・過積載車両について合同の取締りを実施しました。

●道路はみんなの財産です

過積載車両の通行により道路へ疲労が蓄積し、わだち掘れやひび割れなどが発生したり、橋梁などの構造物へも重大な影響を与えています。また、特殊車両許可条件を無視した車両による事故は重大事故に結びつきやすく、交通社会に与える影響も大きくなってしまいます。この度、仙台北警察署と合同で過積載や特殊車両の違反がないか現地取締を実施し適正な通行を指導しました。

1. 日 時 平成25年9月19日(木)13時30分～15時30分
2. 場 所 国道48号 仙台市青葉区作並字神の前西地内（駐車帯）
3. 実施内容 道路管理者及び交通管理者による特殊車両・過積載の取締り

●今回の合同取締の結果【違反指導の内訳】

道路法取締り【5台】	
特殊車両経路違反(無許可)	2台
道路交通法取締り【2台】	
過積載違反	0台

今回の実施状況



・特殊車両通行許可違反車両に対し適正な指導を実施。

〈 発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会 〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所
(特殊車両取り締まり)

道路管理第一課長 ながぬま 永沼 てつや 哲弥
TEL 022-248-4131(内線431)